

## 食品ロス削減推進会議幹事会の開催について（案）

令和5年7月7日  
食品ロス削減推進会議会長決定

- 1 食品ロスの削減を推進する観点から、食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方や消費者が外食時の食べ残しを自らの責任で持ち帰ることに伴って生ずる民事責任の在り方等について、法的措置も視野に入れた検討に向け、食品ロス削減推進会議の政府内事務局機能の強化を図るとともに、関係府省が緊密に連携するため、食品ロス削減推進会議会長決定により、食品ロス削減推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
- 2 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議題に応じて、一部の構成員及び関係者による会合を開催することができるほか、構成員を追加し、又は有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 幹事会は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 幹事会の庶務は、関係府省の協力を得て、消費者庁において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

食品ロス削減推進会議幹事会構成員

座 長 消費者庁次長  
こども家庭庁支援局長  
法務省民事局長  
文部科学省初等中等教育局長  
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
厚生労働省社会・援護局長  
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）  
農林水産省消費・安全局長  
経済産業省商務・サービス審議官  
環境省環境再生・資源循環局長

座長代理 消費者庁審議官（食品担当）